

高齢者福祉サービスをご利用ください

平成28年度に実施する高齢者福祉サービスをご案内します。希望される方は事前にお問い合わせください。
サービスによっては申請書のほか、調査が必要な場合もあります。

☎・☎／長寿はつらつ課 ☎463-1921

緊急通報システムの設置

65歳以上の独り暮らし等の方で、慢性的に心臓疾患等をお持ちの方に、緊急時、ボタンを押すことで消防署に通報できる機器を設置します。

対象／心臓疾患や脳疾患等の慢性疾患をお持ちの65歳以上の独り暮らし等の方

利用料／無料

安心見守り通報システムの設置

65歳以上の独り暮らし等の方で、日常生活において不安を感じる方に、緊急時、ボタンを押すことで消防署に通報できる機器を設置します。

対象／慢性疾患が無くても日常生活に不安を感じる65歳以上の独り暮らし等の方

利用料／月500円（生活保護受給者等は無料）

配食サービス

65歳以上の独り暮らし等の方で、自ら食事づくりが困難な方の自宅に、栄養バランスのとれた昼食をお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。

対象／食事の支度が困難で、ほかの方から食事の提供を受けられない65歳以上の独り暮らし等の方

お弁当種類／普通食・きざみ食・おかゆ・糖尿病食等（配食業者により異なります）

利用方法／市で契約をした事業者からあらかじめ食券を購入してください。市では1食当たり200円を補助しています。

乳酸飲料配付サービス

75歳以上の独り暮らし高齢者の方に乳酸飲料を直接手渡し、声かけすることにより安否を確認します。

対象／介護保険のサービスなどを利用していない75歳以上の独り暮らし等の方で、朝霞市内に子が在住していない方

利用者負担／なし **利用回数**／週3日以内

新聞販売店による見守り活動事業

朝霞市新聞販売同業組合と協力して、新聞販売店による高齢者の見守り活動を行っています。見守りサービス申込者に対して、新聞が3日分たまるなどの異変を感じた場合に、市職員等による訪問調査を行います。
※緊急事態と判断した場合は、警察等の適切な機関に通報します。

対象／配達により新聞を購読している方で、65歳以上の単身高齢者または高齢者のみの世帯

安心見守り連絡カードの配付

独り暮らしの高齢者が、自宅において急病または事故等が発生した場合に、本人の身元情報等を救急隊員や関係機関に伝達する手段のひとつとして配付します。

対象／

- ①75歳になった独居高齢者
- ②65歳～独居高齢者で次の手帳を所持している方

- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳㊤・A
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級

※対象者に郵送する申請書を長寿はつらつ課へご提出ください。



補聴器購入費の助成

高齢者の方で聴力機能が低下したことで家族等とコミュニケーションを取ることが難しくなっている方を対象に、補聴器を購入した際の費用の一部を補助します。

対象／次のすべての要件に当てはまる方

- ・市内に住む65歳以上の方
- ・住民税非課税世帯に属する方
- ・聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- ・医師が補聴器の必要性を認める方

補助対象／補聴器

※「集音器」は補助の対象となりません。

補助金額／2万円（限度）

ねたきり老人等手当の支給

病気等により6か月以上寝たきりや、重度の認知症の状態にある在宅の高齢者に、手当を支給します。

対象／65歳以上の方で病気等により6か月以上寝たきりや、重度の認知症の状態にある方

※介護保険施設、養護老人ホーム、障害者更正施設などの施設に入所している方は対象外

支給額／月1万円（4か月ごとにまとめて支給）

寝具乾燥車の派遣

寝たきりなど身体上の理由で寝具類を干すのが困難な高齢者の方に月2回、寝具類乾燥車を派遣します。

対象／身体に障害などがあり、介護や手助けを受けられない状況の方で、住民税が非課税の65歳以上の在宅の方

利用者負担／なし

訪問理美容サービス

寝たきりまたはそれに準じた状態の方の自宅に、市が委託した理美容師が訪問して散髪を行います。

対象者／65歳以上の在宅の方で身体機能の低下や病気等により理容店や美容室等に出向くことが困難な方

利用限度／年6回（ただし、支給が決定された時期で異なります）

費用負担／市が理美容師の出張料金（2,000円）を負担し、カット等料金は利用者の負担となります。

バス・鉄道共通カードの交付

対象／平成29年3月31日現在で70歳以上の方

交付方法／引換券等を引換窓口にご持参ください。

※対象者には後日、引換券または申請書を送付します。

引換窓口／長寿はつつじ課、内間木支所および各出張所

給付金額／70歳になった方は2,000円分（発行手数料500円を含む）のカードを年間1枚交付します。また、71歳以上の方は、申請により1,000円（カードへの入金料）を指定口座に振り込みます。

紙おむつの支給

在宅で寝たきりなどの状態にある方に支給します。

対象／寝たきりもしくは重度の認知症のため失禁状態にある、住民税が非課税の65歳以上の在宅の方

※生活保護受給者で紙おむつの支給を受けている方は対象外

利用者負担／なし

生活支援員の派遣

日常生活で支援を必要とする65歳以上の方が自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣します。

対象／次の①または②の要件に該当する方

①介護保険の要介護・要支援認定で非該当（自立）と認定された方で、家事（身体）援助が必要な方

②介護保険の要介護認定を受けている方で、介護保険の適用外のサービスが必要と認められる方

利用者負担／介護保険に準じた額（生活保護受給者は無料）

家具転倒防止器具等設置費の補助

地震による家具の転倒等を防止するために、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。詳しくは取り付け前にお問い合わせください。

対象／65歳以上のみで構成されている高齢者世帯

補助対象／家具の転倒防止等に有効な器具およびガラス飛散防止に有効なフィルムの取り付け費用

補助金額／1世帯1回に限り1万円（限度）

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市内を5つの圏域に分け5か所設置されています。

◎地域包括支援センター 内間木苑

所在地／朝霞市上内間木498-4 特別養護老人ホーム 内間木苑内 ☎458-2022

◎地域包括支援センター つつじの郷

所在地／朝霞市西弁財1-10-21 ブリランテ朝霞台103 ☎472-1574

◎地域包括支援センター モーニングパーク

所在地／朝霞市溝沼3-2-26 ☎0120-247355

◎地域包括支援センター ひいらぎの里

所在地／朝霞市岡3-17-60 グループホームひいらぎの里内 ☎291-9111

◎地域包括支援センター 朝光苑

所在地／朝霞市青葉台1-10-32 特別養護老人ホーム 朝光苑内 ☎450-0855

受付時間／平日午前8時30分～午後5時（各センター共通）

主な業務／

- ・介護予防ケアマネジメント

介護が必要になることを予防するために、希望や目標を伺ったうえで、最適なプランを作成します。

- ・総合相談

高齢者やその家族、地域住民の方などから、さまざまな相談をお受けします。

- ・高齢者の権利を擁護する支援

高齢者虐待予防への対応、悪質な訪問販売等からの被害防止などの支援を行います。

- ・包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の心身の状態・変化に合わせて必要なサービスが受けられるよう、関係機関との調整を行います。

